

セルズソフト使用許諾契約書

お客様（甲）と株式会社セルズ（乙）は、本セルズソフト使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）に基づいて提供するソフトウェアを使用する権利を下記条項に基づき非独占的かつ譲渡不能の態様で許諾するものとします。

第1条（本契約書の適用対象となるソフト）

下記のソフトウェアプログラム（以下「本ソフトウェア」といいます）に関する使用許諾については、本契約が共通して適用されるものとします。

1. 「労務統合管理システム 台帳」
2. 「給与計算システム Cells給与」
3. 「一人親方団体のための管理システム 一人親方等」

第2条（許諾）

本ソフトウェアをインストール、使用することによって、甲が本契約書のすべてにご同意いただいたものとします。本契約書の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをインストール、複製、または使用しないでください。なお、乙がネットワーク等を介して本ソフトウェアを提供している場合は、ダウンロードされる際にも本契約書にご同意いただく必要があります。本契約書の条項に同意されない場合は、ダウンロードを中止してください。

第3条（著作権）

1. 本ソフトウェア、および本ソフトウェアの複製物についての権限および著作権その他の知的財産権は、乙が有するものとします。
2. 甲は、本ソフトウェアに含まれる印刷物（マニュアルなどの文書）、および電子文書（電子形態での提供コンテンツ）を複製することおよび模倣した商品を製造し、譲渡し、貸渡し、公衆送信もしくは配布し、または乙の文書による許諾なく本ソフトウェアの印刷物などの複製物を利用して出版などをおこなうことはできません。ただし、本ソフトウェアのマニュアルが電子的形態によって本ソフトウェアに含まれている場合には、甲が購入された本数を限度として印刷することができます。

第4条（使用許諾の範囲・ライセンス単位）

1. 【原則：1法人・1事業所・1インストール】

本ソフトウェアの使用許諾は、1つの法人（法人格を有しない個人事業主の場合はその代表者個人）かつ、1つの事業所（同一住所）を単位として付与されるものとします。甲とは異なる法人格を有する組織（以下「別法人」といいます）が本ソフトウェアを使用する場合、または甲がその所在地を異にする別の事業所（支店、営業所等）において本ソフトウェアを使用する場合には、本条に定める特例に該当する場合を除き、原則として、別法人または事業所ごとに本契約を締結し、所定のライセンス料を支払うものとします。また、本ソフトウェアに関する保守サービスの提供を受ける場合には、原則として、当該ライセンス単位と同一の単位ごとに、乙との間で別途保守契約を締結し、当該保守契約に基づき保守契約料を支払うものとします。

2. 【特例1：遠隔地からのネットワーク経由利用（VPN等）】

前項の規定にかかわらず、甲がその所在地を異にする別の事業所から、VPN、リモートデスクトップその他の通信技術を用いて、第1項に基づき使用を許諾された事業所（以下「メイン拠点」といいます）に設置されたサーバーまたはコンピュータ上の本ソフトウェアを利用する場合には、当該別事業所に係る新たなライセンス料の支払いを要しないものとします。ただし、この場合においても、甲は当該別事業所について、乙と別途保守契約を締結するものとします。なお、在宅勤務（テレワーク）や、支店としての実態が希薄なサテライトオフィス等、当該利用形態および実態に照らし、乙が個別の保守契約の締結を不要と判断した場合には、当該保守契約の締結も不要とします。また、当該別事業所のサーバーまたはコンピュータに本ソフトウェアをインストールして使用する場合は、本項の特例は適用されず、第1項の原則に従い、事業所ごとにライセンス料および保守契約が必要です。

3. 【特例2：同一拠点における別法人の共有利用（設備共有）】

第1項の規定にかかわらず、甲と同一の事業所（同一住所）に所在する別法人が、甲の管理するサーバーまたはコンピュータにインストールされた本ソフトウェアを共有して使用する場合は、以下の各号の定めによるものとします。

(1) 単一の経営主体による利用（会計一体の場合）：

甲および当該別法人が、実質的に単一の経営主体として運営されており、ライセンス料および保守契約料の請求先・支払元が単一である場合には、当該別法人に係るライセンス料の支払いを免除するものとします。ただし、この場合であっても、本ソフトウェアに関する保守サービスの提供を受けるためには、甲および当該別法人のそれぞれにおいて乙との間で個別に保守契約を締結し、当該保守契約に基づき保守契約料を支払うものとします。

(2) 設備共有による利用（会計独立の場合）：

甲および当該別法人が、それぞれ独立した会計主体として運営されている場合には、当該別法人が、甲の管理するサーバーまたはコンピュータにインストールされた本ソフトウェアを使用するときであっても、本号に定めるライセンス料免除の特例は適用されないものとします。この場合、当該別法人は、第1項の原則に従い、別途本契約を締結し、所定のライセンス料を支払うものとします。また、当該別法人が本ソフトウェアに関する保守サービスの提供を受ける場合には、当該別法人は、乙との間で別途保守契約を締結し、当該保守契約に基づき保守契約料を支払うものとします。

(3) 契約条項の遵守：

甲および当該別法人は、本ソフトウェアの利用にあたり、本契約の各条項（禁止事項を含みます。）を遵守するものとします。なお、本号の規定は、本条に基づきライセンス料の免除が認められる場合に限りならず、すべての利用形態に適用されるものとします。

4. 【特例3：士業事務所等に関する一体運営の特例】

第1項の規定にかかわらず、社会保険労務士、行政書士、税理士その他これらに準ずる専門職（以下「士業等」といいます）の事務所において、法令等の規定により資格ごとに異なる名称または法人格を用いる場合であっても、以下の要件をすべて満たすときは、これらを単一のライセンス単位（一の甲）として取り扱うものとします。この場合においては、保守契約についても、代表となる1契約のみを締結すれば足りるものとします。

(1) 各事務所が同一の事業所（同一住所）内に所在していること。

(2) 各事務所が実質的に同一の経営主体により運営されていること。

(3) ライセンス料および保守契約料の請求先・支払元が単一であること。

第5条（保守契約および機能制限）

1. 【保守サービスの範囲と対価の分離】

本契約に基づくライセンス料は、本ソフトウェアを使用する権利（使用权）の対価であり、以下の各号に定める役務（以下「保守サービス」といいます）の対価は含まれておりません。

- (1) 労働基準法、社会保険諸法令、税法等の改正に対応したプログラムの更新（アップデートプログラムの提供）
- (2) 本ソフトウェアの機能改善、仕様変更に伴うバージョンアッププログラムの提供
- (3) 本ソフトウェアの操作方法に関する電話、メール等によるサポート
- (4) クラウド連携機能その他、保守契約ユーザー限定で提供されるオプション機能の利用

2. 【保守契約の締結義務】

甲（および第4条の規定に基づき本ソフトウェアを使用する別法人を含みます。以下本条において同じ）が、本ソフトウェアを法令に適合した状態で継続的に業務利用するためには、乙との間で別途「保守契約」を締結し、所定の保守料金を支払う必要があります。

3. 【未契約時におけるリスクの承諾】

甲が保守契約を締結しない場合、または保守契約が終了した場合、甲は本ソフトウェア（その時点の保有バージョンに限る）を使用することはできますが、乙は当該ユーザーに対し保守サービスを提供する義務を負いません。甲は、保守契約未締結の状態において、以下の不利益およびリスクが生じることをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 法改正に対応したプログラム更新が実施されないため、本ソフトウェアによる計算結果（保険料、税額等）や出力帳票が、利用時点の法令に適合しなくなること。
- (2) 年末調整、算定基礎届等の季節業務に対応したプログラムが提供されず、当該業務が実施できなくなる可能性があること。
- (3) プログラムの不具合（バグ）修正、およびWindows OSの更新に伴う動作保証が受けられないこと。

- (4) 操作上の不明点やトラブルが生じた場合であっても、乙のサポートセンターを利用できないこと。

4. 【免責】

前項各号に掲げる事由、その他保守契約を締結しなかったことに起因して甲または第三者に生じた損害（業務の遅延、停滞、法令違反による不利益、計算誤りによる経済的損失等を含みますがこれらに限られません）について、乙は一切その責任を負いません。

第6条（禁止事項および制限）

1. 甲は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできません。
2. 甲は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアの使用、全部または一部を複製、改変等を行うことはできません。
3. 甲は、本ソフトウェアを第三者に使用許諾、貸与またはリースすることはできません。
4. 甲は、本ソフトウェアの全部または一部を、有償、無償を問わず第三者に販売、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、利用許諾、その他の処分をしてはならないものとします。
5. 甲は、本ソフトウェアの使用にあたり、乙または第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害してはなりません。また、甲による本ソフトウェアの使用に関して、第三者との間で紛争等が生じた場合は、甲自身の費用と責任においてこれを解決するものとします。
6. 甲は、本契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、継承させ、または担保に供することはできません。
7. 甲は、本ソフトウェアを甲の事業のためにのみ使用することができます。
8. 本ソフトウェアの利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、乙は一切その責任を負いません。
9. 本ソフトウェアについて、第三者との間で著作権その他知的財産権上の紛争等が生じた場合といえども、乙は一切その責任を負いません。
10. 甲は、乙の事前の承諾なく、本契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第7条（責任制限）

1. 乙は、本ソフトウェアに契約不適合が発見された場合、乙のホームページに掲載し、またはその他乙が適当と認める方法により、甲に対し契約不適合のある旨を周知または通知するとともに、契約不適合のない本ソフトウェアを提供するか当該ソフトウェアの契約不適合を修補すべく努めますが、その実現を保証するものではなく、本ソフトウェアの契約不適合に起因して甲が被った損害（通信機器、ソフトウェア等の破損を含みます）及び第三者が被った損害について一切責任を負いません。
2. 乙は、本ソフトウェアの正確性、完全性、即時性、実現性、有用性、特定目的適合性、第三者の権利又は利益の非侵害性その他について何ら保証するものではなく、甲がこれらに関して損害を被ったとしても、乙は一切責任を負いません。
3. 乙は、法律上の請求の原因の種類を問わず、法律上許容される最大限において、本ソフトウェアの使用もしくは使用不能またはその他本契約書に規定する事項に関して生じる特別損害、付随的損害、間接的損害、派生的損害、その他の一切の損害（逸失利益、機密情報、データもしくはその他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失またはその他の金銭的損失を含みますが、これらに限定されません。）に関して、乙の債務不履行、不法行為、無過失責任、誠実義務または合議的な注意義務を含めた義務の不履行、契約違反または保証違反による場合であっても、一切の責任を負いません。たとえ、乙がこのような損害の可能性について知らされていた場合も同様です。いかなる場合においても、本契約書と関連する乙の責任は甲が本ソフトウェアについて実際に支払った金額を上限とします。

第8条（契約の変更）

乙は、甲に事前に通知することなく、また、甲の同意を得ることなく本契約を変更することができます。この場合、乙は、本契約変更の旨を乙のホームページに掲載し、又はその他これと同等の方法により、甲に対し周知するものとし、当該いずれかの方法による周知の開始のときをもって本契約が変更されるものとしします。

第9条（契約の終了）

1. 甲が本契約書の条項のいずれかに違反した場合、乙は何らの通知催告をすることなく直ちに本契約を解除し、本契約を終了させることができるものとし、甲は、いかなる理由によるものであれ、本契約の終了に起因して乙に対し、損害賠償、補償金、その他の支払を求めることはできません。
2. 本契約が終了した場合には、甲はいかなる理由においても本ソフトウェアを使用することはできません。この場合において乙の指示があったときは、甲は、自己の占有または管理下にあるすべての本ソフトウェアを速やかに破棄または消去するものとします。
3. 第4条から第7条、本条2項及び3項、第10条、第11条は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第10条（損害賠償・解除）

乙は、甲が本規約の条項に違反した場合には、第9条に基づき本契約を解除することができるほか、乙が被った損害の賠償を甲に請求することができるものとします。

第11条（準拠法及び管轄）

本契約書は、日本国の法律に準拠するものとし、本ソフトウェアに関する訴訟は名古屋地方裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

2019年4月10日 制定・施行

2020年4月1日 改定

2026年4月1日 改定